

申 請

平成 23 年 12 月 21 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 野田佳彦 様

茨城県知事 橋本 昌

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 12 月 2 日付指示について、下記の通り申請する。

記

別添「出荷・検査方針」に基づき、放射性物質に関する茨城県の検査を受け、暫定規制値以下となった石岡市内のイノシシ肉加工施設が出荷するイノシシ肉について、出荷制限を解除すること。

(別添)

出荷・検査方針

1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として石岡市内のイノシシ肉加工施設「朝日里山学校」(以下「加工施設」という。)が受け入れたイノシシ肉については、茨城県環境放射線監視センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器により全頭につき放射性物質検査を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が500 Bq/kg 以下の場合、検査したイノシシ肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が500 Bq/kg を超過した場合、加工施設において廃棄する。

2 加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

- (1) 受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、石岡市職員の立ち会いのもと、加工施設が止め刺し後に現地で引き渡しを受ける。
- (2) 加工施設は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、石岡市職員の立ち会いのもと、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成し、その写しを石岡市に提出する。
- (3) 石岡市は、加工施設から提出されたイノシシ肉管理台帳を、随時、茨城県に提出して、両方で情報を共有することで適切なイノシシ肉の管理を行う。
- (4) 捕獲したイノシシの効率的な放射性物質検査を行うため、石岡市は加工施設の意向を踏まえ、茨城県保健福祉部と協議の上、月ごとに受入計画を作成する。

3 加工施設における管理等

(1) イノシシ個体の受入及び確認

加工施設がイノシシ捕獲の連絡を受け、これを受け入れる場合は、石岡市に連絡をして、石岡市職員とともに現地に出向き、狩猟者等の止め刺しのもと、血抜きをして加工施設に運び込む。

(2) イノシシ肉の保管・管理

- ①受け入れたイノシシ個体は識別のための個体番号を付け保冷庫で保管する。

②検査の試料採取及び茨城県環境放射線監視センターへの持ち込みは、石岡市職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が暫定規制値以下である場合は、食用として加工施設から出荷することができる。また、暫定規制値を超過したことが判明した場合は、茨城県職員及び石岡市職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認する。

(3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、石岡市及び加工施設は全てのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が暫定規制値以下である旨の表示を行う。

(4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、茨城県が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

4 情報の提供

茨城県、石岡市及び加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、加工施設が出荷し、流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。